

ＪＡ新はこだて花卉生産出荷組合に対する警告等について

平成２２年７月１４日

公正取引委員会

公正取引委員会は、新函館農業協同組合（以下「新函館農協」という。）の組合員で構成されるＪＡ新はこだて花卉生産出荷組合（以下「花卉組合」という。）に対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、後記第１のとおり、同法第８条第４号（事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限の禁止）^{（注）}の規定に違反するおそれがある行為を行っているとして、本日、花卉組合に対し、警告を行った。

また、後記第２のとおり、花卉組合の事務局を務めている新函館農協に対し、要請を行った。

（注）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２１年法律第５１号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日（平成２１年７月１０日）前においては同法による改正前の独占禁止法第８条第１項第４号。以下同じ。

第１ 警告について

１ 関係人

名 称	ＪＡ新はこだて花卉生産出荷組合
所 在 地	北海道亀田郡七飯町本町三丁目１８番５２号
代 表 者	組合長 坂本 学

２ 警告の概要

- 花卉組合は、平成１５年１月ころ以降、花卉組合の組合員が生産する花きについて、そのすべてを新函館農協に出荷すること等を内容とする規約を定めるとともに、これに反して新函館農協以外の者に出荷した花卉組合の組合員を議決権のない準組合員に降格させるなどして、花卉組合の組合員に対し、そのすべてを新函館農協に出荷するようにさせることにより、花卉組合の組合員の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っている。
- 花卉組合の前記(１)の行為は、独占禁止法第８条第４号の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、花卉組合に対し、前記(１)の行為を取りやめ、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所第二審査課

電話 ０１１－２３１－６３００（直通）

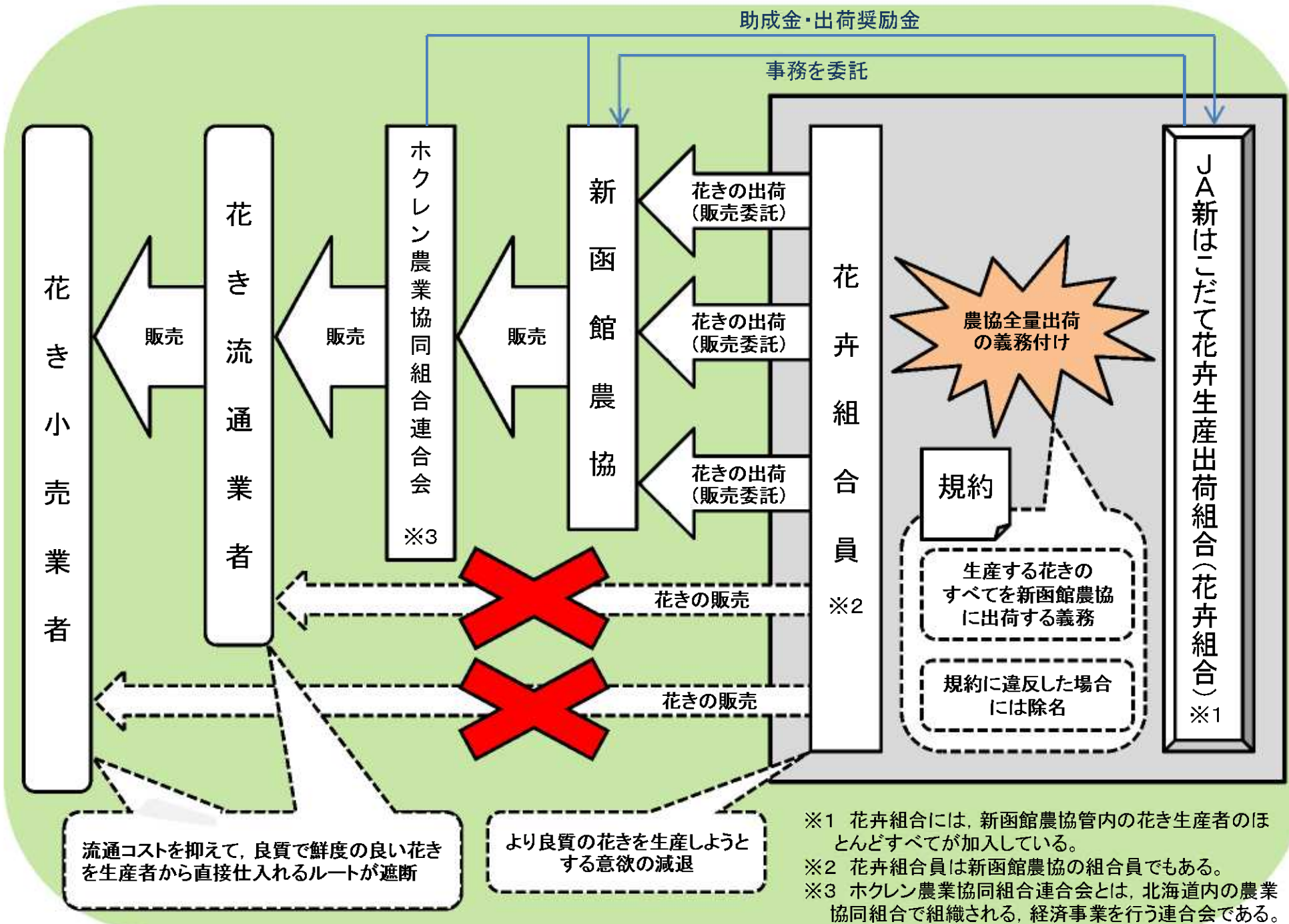
公正取引委員会事務総局審査局第一審査

電話 ０３－３５８１－４９６０（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

第2 新函館農協に対する要請について

新函館農協は花卉組合の事務局を務めているところ、新函館農協の職員が、前記第1の2(1)の規約の制定等に係る事務に携わるとともに、前記第1の2(1)の行為について検討するために開催された花卉組合の総会、役員会等に出席していた事実が認められた。このため、公正取引委員会は、新函館農協に対し、花卉組合及び花卉組合以外の新函館農協の組合員で構成される事業者団体が、今後、前記第1の2(1)と同様の行為を行うことのないよう、新函館農協の職員に対し独占禁止法の研修を行うなど再発防止のための措置を講ずるとともに、これら事業者団体に対し同様の行為を行わないための指導を着実に実施することを要請した。



※1 花卉組合には、新函館農協管内の花き生産者のほとんどすべてが加入している。
 ※2 花卉組合員は新函館農協の組合員でもある。
 ※3 ホクレン農業協同組合連合会とは、北海道内の農業協同組合で組織される、経済事業を行う連合会である。

2 最近の農業協同組合関係事件（最近10年間）

件名 (措置年月日)	内容	関係法条
大分大山町農業協同組合に対する件 (平成21年12月10日排除措置命令)	<p>① 双方出荷登録者に対し、他の事業者が運営する「元氣の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせること及び②その手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。</p>	独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕）
士幌町農業協同組合に対する件 (平成18年7月21日警告)	<p>① 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、士幌町農業協同組合（以下「JA士幌町」という。）から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする</p> <p>② 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする</p> <p>としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑い。</p>	独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕）
京都農業協同組合に対する件 (平成18年7月14日警告)	<p>米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降）</p> <p>① 京都農業協同組合（以下「JA京都」という。）から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせること</p> <p>② JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせること</p> <p>としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引していた疑い。</p>	独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕）

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
八代地域農業協同組合に対する件 (平成17年3月1日警告)	<p>地域農業基盤確立農業構造改善事業及び経営構造対策事業に基づき行ってきた複合経営促進施設のリース事業について、リース先である生産管理組合及び八代地域農業協同組合（以下「JAやつしろ」という。）の組合員に対し</p> <p>① 使用する肥料，農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること</p> <p>② 農産物をJAやつしろへ出荷することを義務付けることにより，JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせている疑い。</p>	独占禁止法第19条（不公正な取引方法第11項〔排他条件付取引〕）

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。

五 （略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。

五 （略）

②～④ （略）